

令和8年3月10日

都市整備部住宅課

江東区営住宅条例の一部を改正する条例

1 改正理由

子育て世帯を対象とした、期間を限って区営住宅の使用を許可する制度を新たに導入するため。

2 主な改正内容

子育て世帯を対象として10年を超えない範囲内で区営住宅の使用を許可することができる規定を加える。

3 施行日

令和8年4月1日から施行する。

江東区営住宅条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1条～第29条 (略)</p> <p>(高額所得者に対する通知等)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 使用者に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)以外の同居者がある場合における前項の規定の適用については、令第9条第2項に定めるところによる。</p> <p>第31条～第39条 (略)</p> <p>(加える)</p>	<p>目次</p> <p>第1条～第29条 (略)</p> <p>(高額所得者に対する通知等)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 使用者に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。<u>以下同じ。</u>)以外の同居者がある場合における前項の規定の適用については、令第9条第2項に定めるところによる。</p> <p>第31条～第39条 (略)</p> <p><u>(定期使用許可)</u></p> <p><u>第39条の2 区長は、次に掲げる要件を全て満たす場合は、10年を超えない範囲内においてあらかじめ規則で定める期間に限って区営住宅の使用を許可することができる。ただし、使用者、配偶者、江東区パートナーシップ宣誓制度の相手方又は東京都パートナーシップ関係の相手方の子で、規則で定める者のうち最も年少のものが18歳に達する日以後の最初の3月31日(以下この条において「当該日」という。)が、当該許可の日から10年を経過した日以後に到来する場合は、当該日までとすることができる。</u></p> <p><u>(1) 使用申込者が第6条第1項各号に定める条件を満たす者であること。</u></p> <p><u>(2) 使用申込者、配偶者、江東区パートナーシップ宣誓制度の相手方又は東京都パートナーシップ関係の相手方の子のうち最も年少の者が区営住宅の使用の申込受付期間の末日時点において18歳未満であること。</u></p> <p><u>(3) 区長が別に定める世帯構成に該当すること。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認める場合は、同項本文に規定する許可をすることができる。</u></p> <p>3 第1項又は前項の規定による許可(以下「定</p>

定期使用許可」という。)は、その更新がなく、期間の満了によってその効力を失うものとする。

4 定期使用許可をしようとする場合における前項に定める事項についての使用予定者に対する説明は、規則で定めるところにより行うものとする。

5 前項の説明を受けた使用予定者は、第12条に定める手続のほか、規則で定めるところにより、当該説明を受けた旨を証する書類を提出しなければならない。

6 定期使用許可をした場合において、その期間の満了する日の1年前から6月前までの間に、使用者に対して行う期間の満了により当該許可が効力を失う旨の通知は、規則で定めるところにより行うものとする。

7 定期使用許可を受けた使用者は、その期間が満了するときまでに当該区営住宅を明け渡さなければならない。

8 定期使用許可をした場合においては、第31条、第32条第2項、第33条及び第35条の規定は適用しない。ただし、第1項ただし書の規定による定期使用許可をした場合について、当該定期使用許可の日から当該日までの期間（当該定期使用許可の日から10年を経過した日までの期間を除く。）における第31条、第32条第2項、第33条及び第35条の規定の適用については、この限りでない。

9 第28条又は第3項の規定にかかわらず、定期使用許可を受けた使用者が、当該許可を受けた後に同条又は第30条第1項に規定する者に該当するに至ったことを理由として、当該区営住宅を明け渡す旨の申出をしたときは、区長は当該許可の効力を将来に向けて失わせることができる。

10 前項の場合において、区長は、必要があると認めるときは、他の公的資金による住宅への入居のあっせん等の措置を講ずることができる。

第40条～第55条（略）

別表（略）

第40条～第55条（略）

別表（略）

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。